平成２７年（フ）第１８０７号
横浜市金沢区福浦２丁目６番６号
破産者　株式会社Ｔｅａｍ　Ｋ
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４２号
神奈川県厚木市下依知946番地
破産者　ネットクリエイト株式会社
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４号
山梨県南都留郡忍野村内野198番地
破産者　有限会社山田環境プラスチック
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第８２８号
名古屋市中川区打出２丁目326番地
破産者　株式会社加藤鈑金工業
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３３号
愛知県日進市竹の山２丁目323番地　ｎｏｃｅ302、商業登記簿上の本店所在地愛知県日進市岩崎町竹ノ山117番地２
破産者　株式会社中日本住健
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２０号
神戸市東灘区向洋町中５丁目15番地リバーモールウエスト519号室
破産者　株式会社ベスタージャパン
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２３号
神戸市長田区梅ヶ香町２丁目８番20号、商業登記簿上の本店所在地福岡市博多区博多駅南２丁目７番10号
破産者　Ｇ．Ｓインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１号
岡山県倉敷市玉島乙島6985番地１メゾンファミーユ101号
破産者　坂本　相龍
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
広島市中区榎町９番25号
破産者　株式会社ダフネ企画
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９号
岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第５地割21番地の２
破産者　岩手三ツ和食品株式会社
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
相模原市中央区宮下本町２丁目15番25号
破産者　有限会社ベント
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０７号
長野県安曇野市明科七貴6084番地２
破産者　共和電化工業株式会社
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０３号
静岡県浜松市南区中田島町1506番地
破産者　株式会社ワイ・ケイ大豊工業
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４５１号
静岡県磐田市見付5961番地の１
破産者　有限会社福川電機工業所
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７号
三重県多気郡多気町相可台27番地６
破産者　山口　真弓
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１８７号
岡山県倉敷市茶屋町1696番地１
破産者　株式会社Ｎｅｘｔ　Ｈｏｍｅ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
山口県岩国市南岩国町４丁目59番26―22号
破産者　有限会社トミスイ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５４号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎３丁目10番地１　レオパレス山久201、前住所新潟県新潟市南区戸頭1360番地１　レオパレスプリート104号
破産者　後藤　貴彦
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２号
埼玉県本庄市若泉１丁目７番５―106号　キャッスル本庄弐番館
破産者　椿田　健児
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４４号
東京都目黒区自由が丘３丁目８番４号　フラット自由ケ丘203、破産申立時の住所埼玉県深谷市岡2708番地１　小林ハイツ111号
破産者　下山　　純
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１７３号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目15番30号　テラスプレジオ２号
破産者　新濱　茂則
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部